

犯罪被害者等基本計画の進捗状況について（概要）

1 損害回復・経済的支援等への取組

- (1) 「経済的支援に関する検討会」において、検討会としての最終取りまとめを行った（H19.9）。【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省・金融庁・経済産業省】
- (2) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6）により、犯罪被害者等による損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用できる、「損害賠償命令制度」を導入（公布の日から起算し1年6月以内に施行）。【法務省】
- (3) 被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保に係る経費について、平成19年度に新規に予算措置。【警察庁】
- (4) 公営住宅の入居者の選考に際し、事業主体の判断により、犯罪被害者等の優先入居を実施（H18.12.1現在、入居実績191戸）。【国土交通省】
- (5) 日本司法支援センターの業務を開始（H18.10）、資力の乏しい犯罪被害者等に対する民事法律扶助制度の利用についての案内。【法務省】

2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- (1) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6）により、性犯罪被害者の氏名等を公開の法廷では明らかにしない制度、民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入。【法務省】
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（H19.7）により、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置の努力義務、保護命令制度の拡充等（H20.1施行）。【内閣府】
- (3) 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（H19.5）により、児童の安全確認のための立入調査や保護者に対する面会・通信の制限を強化（H20.4施行）。【厚生労働省】
- (4) 医療従事者に対し、第1回「犯罪被害者メンタルケア研修」を実施（H19.1）。【厚生労働省】

- (5) いじめの社会問題化に伴い、スクールカウンセラーや子どもと親の相談員の配置を拡充。【文部科学省】
- (6) 平成19年度に建て替えが完了する見込みの検察庁1庁舎に犯罪被害者等のための待合室を設置（H18年度までに5庁舎に設置済み）【法務省】

3 刑事手続への関与拡充への取組

- (1) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6）により、犯罪被害者等が、公判への出席、証人の尋問、被告人に対する質問、意見の陳述ができる、「被害者参加の制度」を導入（公布の日から起算し1年6月以内に施行）。【法務省】
- (2) 「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6）により、公判記録の閲覧・謄写が認められる範囲を拡大（公布の日から起算し6月以内に施行）。【法務省】
- (3) 「更生保護法」（H19.6）により、保護観察対象者に犯罪被害者等の心情等を伝達する制度、仮釈放等審理において犯罪被害者等の意見等を聴取する制度を導入（公布の日から起算し6月以内に施行）。【法務省】
- (4) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充及び保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供について、更生保護法（H19.6）の施行日に合わせて実施できるよう検討・準備中。【法務省】

4 支援等のための体制整備への取組

- (1) 「支援のための連携に関する検討会」において、検討会としての最終取りまとめを行った（H19.8）。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】
- (2) 「民間団体への援助に関する検討会」において、検討会としての最終取りまとめを行った（H19.9）。【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】
- (3) 全ての都道府県・政令指定都市において、施策担当窓口を設置。さらにH19.10.1現在、総合的対応窓口については、28の道府県・市に設置。【内閣府】
- (4) 日本司法支援センターにおいて、犯罪被害者支援ダイヤルを設置（H

- 18.10)。精通弁護士や犯罪被害者等の相談内容に応じた専門機関・団体を紹介【法務省】
- (5) 更生保護法（H19.6）の施行に合わせて、更生保護官署と保護司の協働態勢による刑事裁判終了後の支援を実施できるよう検討・準備中。また、全国の保護観察所に、被害者支援業務に従事する担当者を配置すべく準備中。【法務省】
- (6) 都道府県警察において、警察庁が示したモデル案を踏まえ、地域の実情に応じた「被害者の手引」の作成を推進。【警察庁】
- (7) 内閣府ホームページに「犯罪被害者団体等紹介サイト」を開設（H19.2）自助グループを含む犯罪被害者団体・犯罪被害者支援団体の活動内容、団体の連絡先などを紹介。【内閣府】
- (8) 都道府県・指定都市教育委員会において、夜間・休日でも子供の悩みや不安を受け止めることのできる「24時間いじめ相談ダイヤル」を実施。【文部科学省】

5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- (1) 政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告（犯罪被害者白書）を国会に提出（第2回白書H19.10.26）【内閣府】
- (2) 「犯罪被害者週間」（11月25日～12月1日）にあわせ、啓発事業を東京都（H19.12.1）、熊本県（H19.11.25）、茨城県（H19.11.26）、愛知県（H19.11.27）、北海道（H19.11.29）において開催予定。【内閣府】
- (3) 「保健・医療・福祉の分野における被害者支援」をテーマに、関係省庁及び地方自治体の職員を対象とした講演を実施（H19.7）。【内閣府】
- (4) 「犯罪被害者等に関する国民意識調査」を実施（H19.5公表）し、当該調査結果等を活用した中学生等を対象としたDVD等の教材を作成中。【内閣府】

犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた主な施策の進捗状況（詳細版）

1. 損害回復・経済的支援等への取組（42施策）

（1）直ちにに取り組む施策

- **日本司法支援センターによる支援【法務省】**
 - ・ 日本司法支援センターの業務を開始（H18.10）。資力の乏しい犯罪被害者等に対し、民事法律扶助制度の利用について案内。
- **保険金支払いの適正化等【国土交通省】**
 - ・ （財）自賠責保険・共済紛争処理機構の事業に対する補助
 - ・ （財）日弁連交通事故相談センターの法律相談及び示談斡旋事業に対する補助
 - ・ 政府保障事業による保障金の支給
- **公営住宅への優先入居等【国土交通省】**
 - ・ 公営住宅の入居者の選考に際し、事業主体の判断により、犯罪被害者等の優先入居を実施（H18.12.1現在、入居実績191戸）。
 - ・ （独）都市再生機構における機構賃貸住宅への優先入居について、引き続き検討中。
 - ・ 事業主体に対し、公営住宅への入居に関する犯罪被害者等への情報提供を要請。
- **被害直後及び中期的な居住場所の確保【厚生労働省】**
 - ・ 婦人保護施設及び母子生活支援施設における利用者に対する生活支援、心理的ケア、自立支援、子育て支援を実施するとともに関係機関と連携。

（2）1年以内に実施又は結論を得る施策

- **犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大【警察庁】**
 - ・ 犯罪被害給付制度における重傷病給付金の支給範囲等の拡大を図り、制度の適正な運用を推進。
- **性犯罪被害者の緊急避妊等に要する経費の負担軽減【警察庁】**
 - ・ 初診料・診断書料、検査費用、緊急避妊、人工中絶に要する経費について、引き続き平成19年度においても予算措置。

（3）2年以内に実施又は結論を得る施策

- **損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度を新たに導入す**

る方向での検討及び施策の実施【法務省】

- ・ 刑事裁判所において、犯罪被害者等から被告人に対する損害賠償請求の申立てがあった場合に、刑事事件について有罪の言渡しをした後、当該賠償請求についての審理及び決定をすることのできる制度を創設（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.20成立、公布後1年6月以内に施行））。

○ 経済的支援を手厚くするための制度のあるべき姿及び財源に関する検討並びに施策の実施【内閣府・警察庁・法務省・厚生労働省】

- ・ 「経済的支援に関する検討会」において、検討会としての最終取りまとめを行った（H19.9）。

○ 被害直後及び中期的な居住場所の確保【警察庁】

- ・ 被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保に係る経費について、平成19年度に新規に予算措置を講じた。

2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（69施策）

（1）直ちにに取り組む施策

○ 少年被害者のための治療等の専門家の養成、体制整備及び施設の増強に資する施策の実施【厚生労働省】

- ・ 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応できる小児科医や精神科医の養成方法を検討するため、平成17年より2年間にわたって「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」を開催し、平成19年3月に報告書をまとめた。

○ 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等【厚生労働省】

- ・ 児童相談所における「24時間・365日体制強化事業」を64都道府県・指定都市で実施（平成18年度）
- ・ 横須賀市と金沢市を児童相談所設置市に指定（H18.4.1～）

○ 少年被害者の保護に関する学校及び児童相談所等の連携の充実【厚生労働省】

- ・ 要保護児童対策地域協議会の設置促進

○ 少年被害者に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等【文部科学省】

- ・ スクールカウンセラー、「子どもと親の相談員」を配置するなど、教育相談体制の整備を支援し、個々の状況に応じた支援を引き続き実施。

○ 犯罪被害者等に関する情報の保護【警察庁】

- ・ 都道府県警察の広報担当課長等を招致した全国会議を開催
- ・ 警察本部長と各県の報道責任者との間で、被害者の実名発表・匿名発表をテーマとした懇談を実施。
- **一時保護所の環境改善等【厚生労働省】**
 - ・ 婦人相談所の一時保護所や平成14年度からは配偶者からの暴力被害者について一定の基準を満たす婦人保護施設や民間シェルターなどに委託して一時保護を実施しており、被害者の個々の状況に応じて保護期間を柔軟に延長するなど適切に運用。
- **被害直後の保護及び再被害の危険回避のための施設に関する検討【警察庁】**
 - ・ 被害直後における犯罪被害者等への一時避難場所の確保に係る経費について、平成19年度に新規に予算措置を講じた。
- **警察における保護対策の推進【警察庁】**
 - ・ 全国の都道府県警察に対して、けん銃等使用の報復を受けるおそれがある保護対象者の自宅等における監視活動等を強化するためのシステムを整備。
- **再被害防止に向けた関係機関の連携の充実【警察庁】【厚生労働省】**
 - ・ 配偶者等からの暴力（DV）の被害者、人身取引の被害者等の保護に関して、婦人相談所において、警察や児童相談所等の関係機関との連携を充実。【厚生労働省】
 - ・ DV被害者の保護と支援について、関係機関等の連絡会議の開催等連携強化に向けた整備にかかる費用を補助。【厚生労働省】
 - ・ 触法少年、ぐ犯少年の通告に関して児童相談所と警察との連携の充実。【厚生労働省】
 - ・ 少年の福祉を害する犯罪や人身取引事犯の被害者となっている子どもや女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名で事件情報の通報を受け、これを警察に提供して、捜査などに役立てる「匿名通報モデル事業」を本年10月から実施。【警察庁】
- ※ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（H19.7）により、市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置の努力義務、保護命令制度の拡充等（H20.1施行）。【内閣府】
- **児童虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制整備等【文部科学省】**
 - ・ 各学校・教育委員会における児童虐待防止に向けた取組の充実を

図るため、学校等における児童虐待防止に関する調査研究の成果を踏まえ、虐待防止に向けた研修教材を作成中。

※ 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(H19.5)により、児童の安全確認のための立入調査や保護者に対する面会・通信の制限を強化(H20.4施行)。【厚生労働省】

○ **再被害の防止に資する教育の実施等【法務省】**

・ 全国の保護観察所において、被害者のある重大な犯罪を犯した保護観察対象者に対し、しよく罪指導プログラムを実施(H19.3～)。

○ **職員等に対する研修の充実等【警察庁】【法務省】【厚生労働省】**

・ 都道府県警察においては、臨床心理士等の資格を有する職員を被害者対策担当課に配置し、同職員による被害者等に対するカウンセリングや専門的知識を活かし研修会等における他の警察職員に対する講義を実施しているところ、同職員の技能向上を図るため、専門的な研修を実施【警察庁】

・ 犯罪被害者や支援団体の方を外部講師に招へい【法務省】

・ 犯罪被害者の声を収めたビデオの活用【法務省】

・ 医療従事者に対し、第1回「犯罪被害者メンタルケア研修」を実施(H19.1)。【厚生労働省】

○ **検察庁における犯罪被害者等のための待合室の設置【法務省】**

・ 平成19年度に建て替えが完了する見込みの検察庁1庁舎について設置予定(H18年度までに5庁舎に設置済み)

(2) 1年以内に実施又は結論を得る施策

○ **一時保護所の環境改善等【厚生労働省】**

・ 定例調査において児童相談所一時保護所の職員数や一時保護日数等必要なデータを把握し、その結果に基づき、必要な施策の実施にかかる予算を平成19年度政府予算に盛り込んだ。

・ 婦人相談所による一時保護の現状や一時保護委託先の状況に関する調査を行い、その結果に基づき、平成19年度においては婦人相談所一時保護所におけるDV被害者に同伴する児童に対応を行う指導員の配置及び身元保証人を確保するための事業(身元保証人確保対策事業)の創設等、必要な施策を実施した。

(3) 2年以内に実施又は結論を得る施策

○ **犯罪被害者等に関する情報の保護【法務省】**

・ 性犯罪などの被害者の氏名などについて、裁判所の決定により、公開の法廷においてこれを明らかにしないこととし、また、検察官

が、証拠開示の際に、弁護人に対してこれがみだりに他人に知られないようにすることを求めることができる制度を創設（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（H19.6.20成立、6月以内に施行）」）。

○ **民事訴訟におけるビデオリンク等の措置の導入【法務省】**

- ・ 民事訴訟において、犯罪被害者等の尋問の際に、付添い、遮へい、ビデオリンクの各措置をとることができることとされた。（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（H19.6.20成立、1年以内に施行）」）。

（４）３年以内に実施又は結論を得る施策

○ **重度のＰＴＳＤ等重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施【厚生労働省】**

- ・ 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を実施（H17～20）し、犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資するカリキュラム内容、ＰＴＳＤ対策専門研修会のカリキュラムの見直し、精神保健福祉センター等における相談支援方法の提示、思春期精神保健対策専門研修会のカリキュラムの見直しなど必要な措置を検討。

○ **犯罪被害者に係る司法関連の医学知識と技術について精通した医療関係者の在り方及びその養成のための施策の検討及び実施【厚生労働省】**

- ・ 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を実施（H17～20）し、犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資するカリキュラム内容、ＰＴＳＤ対策専門研修会のカリキュラムの見直し、精神保健福祉センター等における相談支援方法の提示、思春期精神保健対策専門研修会のカリキュラムの見直しなど必要な措置を検討。

○ **職員等に対する研修の充実等【厚生労働省】**

- ・ 「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を実施（H17～20）し、犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資するカリキュラム内容、ＰＴＳＤ対策専門研修会のカリキュラムの提示、精神保健福祉センター等における相談支援方法の見直し、思春期精神保健対策専門研修会のカリキュラムの見直しなど必要な措置を検討。

3. 刑事手続への関与拡充への取組（43施策）

（1）直ちにに取り組む施策

- **刑事の手続等に関する情報提供の充実【法務省】**
 - ・ 犯罪被害者用パンフレットの拡充、英語版パンフレットの作成、DVD作成、ホームページの運用管理。

（2）1年以内に実施又は結論を得る施策

- **冒頭陳述等の内容を記載した書面の交付についての検討及び施策の実施【法務省】**
 - ・ 冒頭陳述の内容を記載した書面の交付を全国で引き続き実施
- **捜査に関する適切な情報提供【警察庁】**
 - ・ 「被害者の手引」の配布及び「被害者連絡」の確実な実施を推進

（3）2年以内に実施又は結論を得る施策

- **犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度の検討及び施策の実施【法務省】**
 - ・ 裁判所から参加を許された被害者等が、原則として公判期日に出席し、一定の要件の下で、被告人に対する質問などを行うことができることとする制度の創設（「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（H19.6.20成立、公布後1年6月以内に施行））。
- **公判記録の閲覧・謄写の範囲拡大に向けた検討及び施策の実施等【法務省】**
 - ・ 刑事被告事件の被害者等については、原則として、また、いわゆる同種余罪の被害者等についても、損害賠償請求権の行使のため必要性があり、相当と認められる場合には、公判記録の閲覧・謄写を認めることとされた（H19.6.20成立、公布後6月以内に施行）。
- **判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充【法務省】**
 - ・ 更生保護法（H19.6.15公布）の施行日に合わせて実施できるよう検討・準備中。全国の保護観察所に、被害者支援業務に従事する担当者を配置すべく準備中。
- **保護処分決定確定後の加害少年に係る情報の提供に関する検討及び施策の実施【法務省】**
 - ・ 更生保護法（H19.6.15公布）の施行日に合わせて実施できるよう

検討・準備中。全国の保護観察所に、被害者支援業務に従事する担当者を配置すべく準備中。

○ **犯罪被害者等の心情等を加害者に伝達する制度の検討及び施策の実施【法務省】**

- ・ 更生保護法（H19.6.15公布）において、犯罪被害者等から申出があったときは、保護観察所が、犯罪被害者等の心情等を聴取し、これを保護観察対象者に伝達することと規定された（公布後6月以内に施行）。

○ **犯罪被害者等の意見を踏まえた仮釈放審理の検討及び施策の実施【法務省】**

- ・ 更生保護法（H19.6.15公布）において、仮釈放等審理において犯罪被害者等から申出があったときは、当該審理を行う地方更生保護委員会が、犯罪被害者等の意見等を聴取することと規定された（公布後6月以内に施行）。

（４）法律所定の検討時期によるもの

○ **少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施【法務省】**

- ・ 「少年法等の一部を改正する法律」（平成12年法律第142号）の施行後5年経過に伴い、各制度の施行状況について国会に報告（H18.6）。
- ・ 被害者団体・支援団体からのヒアリング（H18.2・3）、被害者団体、刑事法学者、日本弁護士連合会、最高裁判所などを交えた意見交換会（H18.10～12）を実施。
- ・ 上記報告をもとに犯罪被害者等の意見・要望を踏まえつつ、各方面の意見も聴取しながら検討中。

４．支援等のための体制整備への取組（７５施策）

（１）直ちにに取り組む施策

○ **地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請等【内閣府】**

- ・ 全ての都道府県・政令指定都市において、施策担当窓口を設置。さらにH19.10.1現在、総合的対応窓口については、28の道府県・市が設置。

○ **警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実【警察庁】**

- ・ 関係機関・団体等の制度に関する案内書、申込書等の常備・提供等。
- **交通事故相談活動の促進【内閣府】**
 - ・ 都道府県・政令指定都市の新任の交通事故相談員に対して、交通事故相談員中央研修会を実施。
 - ・ 弁護士等専門知識・経験を有するアドバイザーを相談現場に派遣
- **「子どもの人権１１０番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実【法務省】**
 - ・ 専用相談電話番号のフリーダイヤル化（H19.2.22～）
 - ・ 全国一斉「子どもの人権１１０番強化週間」の実施（H19.9.17～9.23）
- **相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進【文部科学省】**
 - ・ 都道府県・指定都市教育委員会において、夜間・休日でも子供の悩みや不安を受け止めることのできる「２４時間いじめ相談ダイヤル（全国統一ダイヤル：0570-0-78310（なやみ言おう）」を実施。
- **「被害者の手引」の内容の充実等【警察庁】**
 - ・ 都道府県警察において、警察庁が示したモデル案を踏まえ、地域の実情に応じた「被害者の手引」の作成を推進。
- **日本司法支援センターによる支援【法務省】**
 - ・ 犯罪被害者支援業務に関する関係機関等との協議を実施。被害者支援連絡協議会への加盟（H19.9.28現在、46地方事務所加盟済み）。
 - ・ 犯罪被害者支援ダイヤルを設置（H19.10）。精通弁護士や、犯罪被害者等の相談内容に応じた最適の専門機関・団体を紹介。また、関係機関・団体などの相談窓口をホームページに掲載。
- **犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設**
 - ・ 内閣府ホームページ上に「犯罪被害者団体等紹介サイト」を設置（H19.2公表）
- **犯罪被害者等施策のホームページの充実【内閣府】**
 - ・ 内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html>）において犯罪被害者等施策に関する情報を随時掲載
- **重症ＰＴＳＤ症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究【文部科学省】**
 - ・ 科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムの課題「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術（平成１７年度開始）」において、「犯罪、行動異常、犯罪被害者の現象、原因と治療、予

防の研究」を継続し、より多くの症例を蓄積しながら、治療法の有効性を明らかにしていくこととする。(平成17～19年度研究)

○ **法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討【法務省】**

- ・ 前回(H16.2)の調査結果を踏まえ、一層精緻な数値が得られるよう質問項目を改定するとともに、質問の方法等について検討中。

○ **民間団体への支援の充実【警察庁】**

- ・ 民間被害者支援団体等に対する財政的支援の拡大(民間被害者支援団体等に対する活動支援、広報啓発活動業務の委託について、引き続き平成19年度においても予算措置)。

(2) 1年以内に実施又は結論を得る施策

(3) 2年以内に実施又は結論を得る施策

○ **どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施【内閣府・警察庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・国土交通省】**

- ・ 「支援のための連携に関する検討会」において、検討会としての最終取りまとめを行った(H19.8)。

○ **民間の団体に対する財政的援助の在り方の検討及び施策の実施【内閣府・警察庁・総務省・法務省・厚生労働省】**

- ・ 「民間団体への援助に関する検討会」において、検討会としての最終取りまとめを行った(H19.9)。

○ **更生保護官署と保護司の協働態勢による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施【法務省】**

- ・ 更生保護法(H19.6.15公布)の施行日に合わせて実施できるよう検討・準備中。また、全国の保護観察所に、被害者支援業務に従事する担当者を配置すべく準備中。

5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(29施策)

(1) 直ちにに取り組む施策

○ **学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進【文部科学省】**

- ・ 命を大切に作る心など、子どもたちの道徳をはぐくむため、体験活動を生かすなどの指導方法の工夫や効果的な教材開発などについて

て実践研究を行う「児童生徒の心に響く道德教育推進事業」を引き続き実施。

○ **学校における犯罪抑止教育の充実【文部科学省】**

- ・ 「非行防止教育等プログラム事例集」、「児童生徒の規範意識を育むための教師用指導資料」（非行防止教室を中心とした取組）を作成、各教育委員会・学校へ配布し、引き続き、これらを活用して非行防止教育の実施をはじめとした犯罪抑止教育の充実を図る。

○ **家庭における命の教育への支援の推進【文部科学省】**

- ・ 一人一人の親が家庭を見つめ直し、それぞれ自信を持って子育てに取り組んでいく契機とするため、「家庭教育手帳」を作成し、引き続き乳幼児や小中学生を持つ全国の親に配布。

○ **生命・身体・自由の尊重を自覚させる法教育の普及・啓発【法務省】**

- ・ 「法教育推進協議会」の開催（H17.5～H19.9に16回）、「はじめての法教育Q&A」の作成。

○ **「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施【内閣府】**

- ・ 「犯罪被害者等に関する標語」を国民一般から募集し、「悲しみを希望にかえる 社会のささえ」を最優秀作品として決定（H19.10）。
- ・ 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）にあわせ、啓発事業を、東京都（H19.12.1）、熊本県（H19.11.25）、茨城県（H19.11.26）、愛知県（H19.11.27）及び北海道（H19.11.29）において開催予定。

○ **犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報・啓発事業の実施【内閣府】**

- ・ 平成19年の全国交通安全運動において、交通事故被害者等の視点に配慮しながら、交通事故の悲惨さや生命の尊さを広く国民に訴え、理解を増進。

○ **犯罪被害者等の置かれた状況等について国民理解の増進を図るための啓発事業の実施【内閣府】**

- ・ 犯罪被害者週間にあわせ、啓発事業を毎年、東京都及び複数の地域で、開催することとしており、平成19年は、熊本県、茨城県、愛知県及び北海道において開催予定。

○ **様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施【内閣府】**

- ・ 犯罪被害者週間広報ポスター（13,000枚）を作成し、都道府県・政令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布。
- ・ 基本計画紹介パンフレット（6,000部）を作成して都道府県・政

令指定都市、犯罪被害者団体、支援団体等に配布。

- ・ 政府広報（広報誌、テレビ番組、ラジオ番組、インターネット等）を活用し、基本計画・犯罪被害者週間の広報を実施。

○ **国民の理解の増進を図るための情報提供の実施【内閣府】**

- ・ 「保健医療・福祉の分野における被害者支援」をテーマに、関係省庁及び地方自治体の職員を対象とした講演を実施（H19.7.9）。

○ **調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進【内閣府】**

- ・ 「犯罪被害者等に関する国民意識調査」を実施（H19.5公表）し、当該調査結果等を活用した中学生等を対象としたDVD等の教材を作成中。

○ **犯罪被害者等に関する個人情報の保護【警察庁】**

- ・ 都道府県警察の広報担当課長等を招致した全国会議を開催
- ・ 警察本部長と各県の報道責任者との間で、被害者の実名発表・匿名発表をテーマとした懇談を実施。

○ **政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告（犯罪被害者白書）を国会に提出【内閣府】**